

令和3年（2021年）

旭 川 市 議 会 議 案

第 2 回 定 例 会

令和3年6月11日開会

令和3年 月 日閉会

令和3年度旭川市一般会計補正予算について

令和3年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和3年度旭川市一般会計補正予算について

令和3年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市アイヌ施策推進基金条例の制定について

旭川市アイヌ施策推進基金条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市アイヌ施策推進基金条例

(設置)

第1条 アイヌ施策の推進に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市アイヌ施策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

旭川市アイヌ施策推進基金を設置するために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市手数料条例の一部を改正する条例

旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

印鑑登録証の再交付	1枚につき	400円
個人番号カードの再交付	1枚につき	800円

」を

印鑑登録証の再交付	1枚につき	400円
-----------	-------	------

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第8条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

を行うものとする。

第9条に次の1項を加える。

- 3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第21条第2項中「感染症」を「感染症又は食中毒」に、「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の3の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うもの」とあるのは「行うよう努めるもの」とし、改正後の条例第21条第2項（改正後の条例第29条、第35条及び第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（説 明）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成
25年旭川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第208条」を「第208条・第209条」に改める。

第208条を第209条とし，第19章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第208条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第46条第1項及び第2項，第46条の4，第51条第1項及び第2項，第97条，第97条の5，第125条，第151条，第151条の4，第161条，第161条の4，第174条，第187条，第192条，第196条，第196条の12並びに第196条の20において準用する場合を含む。），第15条（第46条第1項及び第2項，第46条の4，第51条第1項及び第2項，第80条，第97条，第97条の5，第112条，第112条の4，第125条，第151条，第151条の4，第161条，第

161条の4, 第174条, 第187条, 第192条, 第196条, 第196条の12, 第196条の20, 第203条, 第203条の11並びに第203条の22において準用する場合を含む。), 第56条第1項, 第106条第1項(第112条の4において準用する場合を含む。), 第200条の3第1項(第203条の11及び第203条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は, 交付, 説明, 同意, 締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち, この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては, 当該交付等の相手方の承諾を得て, 当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ, 書面に代えて, 電磁的方法(電子的方法, 磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この条例は, 令和3年7月1日から施行する。

(説 明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い, 旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第63条」を「第63条・第64条」に改める。

第63条を第64条とし，第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第63条 指定障害者支援施設及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項，第16条及び次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は，交付，説明，同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，この条例の規定において書面で行うことが規定されている

又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和３年７月１日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第92条」を「第92条・第93条」に改める。

第92条を第93条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第92条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定さ

れている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和３年７月１日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第23条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者

である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和３年７月１日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第21条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法

（電子的方法，磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）
によることができる。

附 則

この条例は，令和３年７月１日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条」を「第47条・第48条」に改める。

第47条を第48条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第47条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者

である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和３年７月１日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(説 明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年旭川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第41条・第42条」に改める。

第27条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第41条を第42条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第41条 児童福祉施設及びその職員は、記録，作成その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和３年７月１日から施行する。ただし、第２７条第１項第４号ア及びイの改正規定並びに次項の規定は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 第２７条第１項第４号ア及びイの改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第２７条第１項に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者については、この条例による改正後の旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第２７条第１項に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

(説 明)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例

旭川市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例（平成12年旭川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「附則第7条第1項」を「附則第8条第1項」に，「附則第8条第1項」を「附則第9条第1項」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の旭川市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の規定は，令和3年4月23日から適用する。

（説 明）

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正に伴い，旭川市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の
一部を改正する条例

旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年旭川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「すべて」を「全て」に，「者（当該者に準ずるものとして市長が認めた者を含む。）」を「者」に改める。

附 則

この条例は，令和3年8月1日から施行する。

（説 明）

地方税法の一部改正に伴い，旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

旭川市食品衛生法施行条例（平成12年旭川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「失そう」を「失踪」に、「解散」を「消滅又は解散」に改め、同条第2項中「ことによる同項の」を「場合における同項の規定による」に、「戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する届出義務者（法人にあつては、清算人）」を「規則で定める者」に改める。

第10条の見出し中「届出」を「氏名の揭示」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「営業者」を「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17の1のイの規定により食品衛生責任者を定めた営業者」に、「前項の」を「当該」に改め、同項を同条とする。

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とし、第14条を第12条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の旭川市食品衛生法施行条例第11条第2項の規定により交付された届出済票の掲示については、なお従前の例による。

(説 明)

食品衛生責任者の届出等に係る規定を整備するために、旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年旭川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の5第2項中「319,700人」を「308,740人」に改め、同条第3項中「180,000立方メートル」を「162,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

公共下水道事業計画の変更による計画処理人口等の改正に伴い、旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市下水道事業受益者負担に関する条例及び旭川市下水道事業
受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市下水道事業受益者負担に関する条例及び旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市下水道事業受益者負担に関する条例及び旭川市下水道事業
受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例

(旭川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第1条 旭川市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年旭川市条例第40号）の一部
を次のように改正する。

第9条第4項後段を削り、同項第1号中「氏名及び」を「土地の所有者（所有者が2人以上いるときは、その代表者）の氏名及び」に改め、同項第3号中「受益者が権利者である」を「第2条第1項ただし書の規定により受益者とみなされた地上権等を有する者がいる」に、「前号」を「前2号」に、「その」を「当該地上権等を有する者の」に改め、同条第5項を削る。

第16条第1項中「当事者」を「当事者（当事者が土地の所有者であつて、当該土地の所有者が2人以上いるときは、その代表者）」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

(旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正)

第2条 旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例（平成14年旭川市条例第29号）の一部
を次のように改正する。

第3条第1項後段を削り、同項第1号中「氏名及び」を「土地の所有者（所有者が2人以

上いるときは、その代表者)の氏名及び」に改め、同項第3号中「受益者が権利者である」を「前条第1項ただし書の規定により受益者とみなされた地上権等を有する者がいる」に、「前号」を「前2号」に、「その」を「当該地上権等を有する者の」に改め、同条第2項を削る。

第13条第1項中「当事者」を「当事者(当事者が土地の所有者であって、当該土地の所有者が2人以上いるときは、その代表者)」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

署名を廃止するために、旭川市下水道事業受益者負担に関する条例及び旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | |
|---------------|--|
| 1 車両の種類及び数量 | 除雪グレーダ 3 台 |
| 2 買 収 価 格 | 89,760,000 円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市東鷹栖2線11号2537番地
日本キャタピラー合同会社旭川営業所 |

(説 明)

除排雪に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1 車両の種類及び数量 | 除雪トラック 1 台 |
| 2 買 収 価 格 | 40,645,000 円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合 |

(説 明)

除雪に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | | |
|---------------|-----------------------------------|-----|
| 1 車両の種類及び数量 | 水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型） | 1 台 |
| 2 買 収 価 格 | 60,610,000円 | |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市新星町1丁目2番14号
株式会社北海道モリタ旭川営業所 | |

（説 明）

消火活動に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 1 車両の種類及び数量 | 災害対応特殊救急自動車 1 台 |
| 2 買 収 価 格 | 19,684,500 円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市神居4条1丁目1番37号
旭川日産自動車株式会社 |

(説 明)

大規模災害時の救急医療等に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の緊急通報システム通報機器を買収する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | | | | | | | |
|---|---|---|------|---|-------------|---|-----------------------------------|
| 1 | 数 | 量 | 200組 | | | | |
| 2 | 買 | 収 | 価 | 格 | 19,470,000円 | | |
| 3 | 契 | 約 | の | 相 | 手 | 方 | 旭川市春光5条9丁目10番6号
緊急通報システム事業協同組合 |

(説 明)

一人暮らしの高齢者等の家庭における火災，急病，事故等の緊急事態に対処するために，買収しようとするものである。

財産の取得について

次の3段ラテラルキャビネットを買収する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | | |
|---------------|---|----------------------------------|
| 1 数 | 量 | 270台 |
| 2 買 収 価 格 | | 26,433,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | | 旭川市流通団地2条5丁目47番地の1
河川サービス株式会社 |

(説 明)

新庁舎における文書の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の3段ラテラルキャビネットを買収する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | | |
|---------------|---|--------------------------------|
| 1 数 | 量 | 262台 |
| 2 買 収 価 格 | | 25,793,900円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | | 旭川市神楽6条11丁目814番地
株式会社グリーン産業 |

(説 明)

新庁舎における文書の保管に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次のモバイルパーソナルコンピュータを買収する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | | |
|---------------|---|---------------------------------------|
| 1 数 | 量 | 121台 |
| 2 買 収 価 格 | | 23,716,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | | 旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号
株式会社コンピューター・ビジネス |

(説 明)

ペーパーレス会議の開催等に充てるために、買収しようとするものである。

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 東栄小学校校舎解体工事 |
| 2 契 約 金 額 | 1 5 7 , 3 0 0 , 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 高組・石田共同企業体
株 式 会 社 高 組
株式会社石田兼松八興建設 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

令和2年度旭川市一般会計予算の継続費繰越しの報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により令和2年度分継続費繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和 2 年度旭川市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和2年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国(道)支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備費 推進	13,171,100,000	592,190,000	2,510,800	594,700,800	592,870,000	1,830,800	1,830,800			1,600,000	230,800

令和2年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により令和2年度分繰越明許費繰越額について、
別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	ブロードバンド整備費	274,724,000	274,724,000		274,724,000			
	3 戸籍住民 基本台帳費	住民基本台帳ネットワークシステム管理費	30,039,000	30,039,000		30,039,000			
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉施設等整備補助金	70,760,000	70,760,000		47,173,000			23,587,000
		就労継続支援事業所生産活動活性化事業費	7,658,000	7,658,000		7,658,000			
		老人福祉施設等整備推進補助金	7,700,000	7,700,000		7,700,000			
		高齢者活動促進支援費	24,373,000	24,373,000		24,373,000			
	2 児童福祉費	出産特別祝金支給費	24,099,000	24,099,000		24,099,000			
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	1,732,933,000	1,730,873,285	14,851,285	1,716,022,000			
	3 上水道費	水道事業会計出資金	195,113,000	195,113,000			195,100,000		13,000
	5 病院費	病院事業会計負担金	223,805,000	223,805,000		223,805,000			
5 労働費	1 労働費	中小企業緊急雇用維持助成金	1,800,000	734,486		734,486			
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成強化支援費	32,425,000	6,450,000		6,450,000			
7 商工費	1 商工費	中小企業振興資金融資事業費	20,213,000	17,702,864		17,702,864			
		クリーニングサポート事業費	47,305,000	47,305,000				47,305,000	
		テイクアウト飲食券発行費	165,000,000	164,964,020		164,964,020			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
7 商工費	1 商工費	地酒で乾杯応援費	40,000,000	40,000,000		40,000,000			
		旭川生花キャンペーン支援費	18,120,000	18,120,000		18,120,000			
		立地環境調査支援費	5,467,000	5,467,000		5,467,000			
		旭川宿泊応援事業費	145,264,000	145,256,408		145,256,408			
8 土木費	5 都市計画費	都市計画道路整備受託費	227,055,000	187,459,000				187,459,000	
		運動公園整備費	106,900,000	105,900,000		46,000,000	58,900,000		1,000,000
10 教育費	2 小学校費	給食施設整備費	19,400,000	19,400,000		6,466,000	12,900,000		34,000
		学校感染症対策・教育活動費	53,200,000	53,200,000		26,600,000			26,600,000
		学校施設大規模改修費	574,310,000	568,027,200		88,503,972	453,200,000		26,323,228
		東栄小学校増改築費	325,300,000	325,300,000		99,800,000	199,000,000		26,500,000
		千代田小学校増改築費	365,748,000	363,990,000		121,384,000	241,900,000		706,000
	3 中学校費	学校感染症対策・教育活動費	26,400,000	26,400,000		13,200,000			13,200,000
		学校施設大規模改修費	348,780,000	307,893,600		80,916,000	200,500,000		26,477,600

令和2年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により令和2年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和 2 年度旭川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
						企業債	国庫補助金	他会計出資金	内部留保資金			
資本的 1 支 出	建 設 1 改良費	浄 水 施設工事	1, 414, 533, 000	706, 858, 392	520, 300, 000	195, 100, 000	130, 075, 000	195, 113, 000	12, 000	187, 374, 608		国の補正予算に 係る補助事業で あつて補正予算 の議決時期の関 係から工期が翌 年度となったた め。

令和2年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により令和2年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和 2 年度旭川市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資 産 の 購 入 限 度 額	説 明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	他町負担金	内部留保資金			
資本的 1 支 出	建 設 1 改良費	下 水 管 布設工事	1,690,281,869	1,161,018,163	435,524,274	165,600,000	178,404,637	56,515,000	5,902,000	29,102,637	93,739,432		国の補正予算に 係る補助事業で あって補正予算 の議決時期の関 係によるもの等 で、工期が翌年 度となったため。
		処 理 場 施設工事	3,945,478,000	1,325,310,400	2,550,400,000	1,076,400,000	1,392,900,000	0	74,774,000	6,326,000	69,767,600		
		ポンプ場 施設工事	180,437,267	128,553,000	38,000,000	0	19,000,000	0	2,758,000	16,242,000	13,884,267		

令和2年度旭川市病院事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により令和2年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和 2 年度旭川市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額を卸入額に係る繰越たなひの購入に要する資産の度	説 明
						他会計負担金			
資本的 1 支 出	建 設 1 改良費	感染症病棟 改 修 工 事	237,805,000	13,530,000	223,805,000	223,805,000	470,000		補正予算の議決時期の関係から工期が翌年度となったため。

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出

旭川市長 西 川 将 人

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合
269,742円	令和3年5月21日	令和3年2月27日 旭川市春光台4条4丁目	市 100%